

青色だより

BLUE RETURN 第72巻第10・11号(通巻828号)付録
発行年月日 令和5年10月1日

第71号

発行所

一般社団法人平塚青色申告会
平塚市宝町9-14竹風参番館4階

TEL.0463(25)3125

FAX.0463(25)3135

発行責任者 会長 河西 紀彦

編集責任者 広報委員長 鈴木 重俊

年末調整指導会のご案内

本年もまた年末調整の時期が近づいてまいりました。給料の支払がある事業主は（専従者給与を含む）納付する税額が無い場合でも、納付書に給料の支払額等を記入して、税務署に提出する必要があります。関係する帳簿や書類等をご持参のうえ、お近くの会場までお出掛けくださいますようお願い申し上げます。

伊勢原支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	15	月	9:30~11:30	1:00~3:40	伊勢原市商工会 3階 記帳指導室 ※完全予約制 0463-95-3233
	19	金			
	22	月	9:30~11:30		

秦野・秦野西支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	11	月	9:30~11:00	1:00~3:00	サンライフ鶴巻 秦野商工会議所(会議室) 0463-81-1355 (※1月9日(火)はお休み)
	12	火			
	13	水			
	14	木			
1月	4	木	9:30~11:00	1:00~3:00	
	5	金			
	10	水			
	11	木			
	12	金			

二宮支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	5	金	9:00~12:00	1:00~4:00	二宮町商工会館3階 0463-71-1082
	9	火			
	10	水			
	11	木			

大磯支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	22	金	10:00~12:00	1:00~4:00	大磯町商工会館 ※大磯支部は完全予約制となります 必ず事前に予約の上、ご来所ください 予約連絡先：0463-61-0871
	25	月			
1月	10	水			
	11	木			
	12	金			
	15	月			
	16	火			

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。
「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族(16歳未満含む)のマイナンバーを記入の上、「ご来所下さい」。

本部事務局(平塚)の日程は二面をご参照下さい

※各会場共、12時~1時は昼食時間となります。

※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。

○当日ご持参して頂く書類等

★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書

★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に関する書類

★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく!!

※消費税関係の届出書は年内に!

簡易課税を選択する(又は取りやめる)場合は、選択しようとする年(又は取りやめようとする年)の前年末日までに「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。

すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

新規会員登録集中。紹介者には褒賞金制度有り。ぜひご紹介下さい。

年末調整指導会のご案内

本部 ※決算指導会の全日程は第72号（令和6年1月発行）で改めて詳細をご案内致します。

月日（曜日）	内容	時間		会場	
		午前	午後	午前	午後
12月	年末調整指導会	9:30~11:30	1:30~3:30	神田公民館	金目公民館
				旭南公民館	
		9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (4階指導室)	
1月	年末調整指導会	9:00~11:30	1:00~3:30	0463 - 25 - 3125	
		9:00~11:30	1:00~3:30		

↑ 年末調整指導会はここまで ↑

1月	11/17 木	ブルーリターンA 決算準備会 (予約制)	① 9:00~10:00	④ 13:00~14:00	(一社)平塚青色申告会 (4階会議室) *日と時間(①~⑥)を電話予約してください。	
			② 10:00~11:00	⑤ 14:00~15:00		
			③ 11:00~12:00	⑥ 15:00~16:00		
2月	2/6 火	決算指導会 *詳細は第72号掲載	9:30~11:30	1:00~3:30	神田公民館	
					旭南公民館	
	2/7 水		9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (4階指導室)	
					2/8 木	2/1 木

伊勢原・秦野・秦野西・二宮・大磯支部の日程は一面をご参照下さい

※各会場共、12時~13時は昼食時間となります。

※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。

○当日ご持参して頂く書類等

★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書

★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に関する書類

★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく！！

※消費税関係の届出書は年内に！

簡易課税を選択する（又は取りやめる）場合は、選択しようとする年（又は取りやめようとする年）の前年末日までに

「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。

すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

決算指導会の事前予約を実施致します

本部事務局では決算確定申告指導会を事前予約と当日受付の2通りで実施しております。

また、記帳確認会又は年内のBRA決算準備会に参加され、内容の確認が取れた方は下記受付日より前にご予約頂ける優先予約制度も行っております（定数あり先着順）。併せてご利用ください。

なお、予約は原則1時間で確定申告を完了できる方のみお受けしております。混雑時は決算申告が完了しない場合も1時間で指導を終了させて頂きまますのでご了承ください。

●会場…本部事務局（平塚市宝町9-14竹風参番館4階） ●予約期間…令和6年2月1日~3月3日

●予約時間…・9時00分～ ・10時30分～ ・13時00分～ ・14時30分～

●予約方法…1月9日（火）9時より受付開始 お電話にてご予約下さい ☎25-3125

※決算指導会の日程等詳細は次号（第72号）に掲載いたします。

「税理士による無料相談会」

（完全予約制）

開催日：1月17日（水）・3月27日（水）

お電話でお申込み下さい ☎0463-25-3125

*参加方法等の詳細は同封案内をご参照ください。

「弁護士による無料相談会」

（完全予約制）

開催日：1月23日（火）・3月19日（火）

お電話でお申込み下さい ☎0463-25-3125

*参加方法等の詳細は同封案内をご参照ください。

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族（16歳未満含む）のマイナンバーを記入の上、ご来所下さい。

新規会員募集中。紹介者には褒賞金制度有り。ぜひご紹介下さい。

インボイス制度開始に伴う確認、準備のお願い

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されました。

インボイス申請の有無や消費税の計算方法等により、『帳簿等の記載事項』や『インボイス制度への対応（適格請求書等の交付）』『選択可能な特例（2割特例等）』が変わってきます。

インボイスの登録申請をし、適格請求書等発行事業者となられた方は、インボイス（適格請求書）の交付・確認保存とともにインボイスに対応した帳簿の記帳が必要となります。

※適格請求書の記載事項は「青色だより第67号」をご参照ください

また、特に一般課税で申告される方はインボイス申請の有無を問わず記帳方法を始め消費税申告に向けての事前準備が必要です。

免税事業者でインボイス登録申請をされた方

- ・例年の所得税（通年）の他、消費税（10月1日又は登録日～12月31日）の確定申告も必要です。
- ・計算方法は一般課税、簡易課税、2割特例のいずれかから選択します。

※簡易課税を選択する場合は今年中に税務署への届出が必要です。

※2割特例を選択する場合は事前の届出は不要です。

一般課税の課税事業者の方※インボイス登録申請問わず

○仕入税額控除には原則として「インボイス（適格請求書）の保存」「法定事項を記載した帳簿の保存」が必要となります。帳簿に記載する法定事項は以下の通り。

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨も）
- ④ 対価の額

※その他「税区分」（課税、非課税、不課税）、「税率区分」（標準10%、軽減税率8%）も記帳

○適格請求書発行事業者以外（免税事業者等）へ支払う経費等については経過措置により一定期間は通常の請求書等でも仕入税額控除を80%受ける事ができます。この経過措置を受ける為には帳簿に上記法定事項に加え、『インボイス無し』等の一定事項の記載もしなければなりません。

○次の取引はインボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで100%仕入税額控除とする事が可能です。

- ① 「少額特例」（税込1万円未満の少額取引）
 - ・基準期間（課税期間の前々年）の課税売上が1億円以下等の事業者が対象です。
 - ・帳簿は法定事項の他、特別な記載は要しません。
 - ・税込1万円未満かどうかは、一回の取引金額で判定します。（商品ごとの金額ではありません）
- ② 「公共交通機関特例（税込3万円未満の公共交通機関〈バス、鉄道、船舶〉の料金）」
 - ・帳簿は法定事項の他に、適用に公共交通機関である旨を記載する必要があります。
 - ・飛行機、タクシー代、パーキング代は特例の対象外（インボイスの保存が必要）です。
 - ・金額の判定は一回の取引金額で判定します。（切符1枚ごと、月まとめの金額ではありません）

※その他税込3万円未満の「自動販売機特例」等も存在します。

○その他の注意事項

- ・クレジットカード払いの経費等

カード会社から受け取る明細は、取引相手が交付したインボイスではありません。別途、実際の領収書等の保存が必要です。

- ・口座振替や自動引き落としの支払家賃

請求書等の代わりに登録番号などが記載された契約書・覚書+振込金受取書や通帳を保存する事でインボイスの保存要件を満たします。

上記の通り、特に一般課税の記帳は複雑になります。各自の責任のもと、ご準備をお願いします。また経理事務の負担増を避けたい場合は簡易課税、2割特例の適用をご検討ください。

ブルーリターンAのインボイスの入力について

※2割特例等の事務負担の軽減措置についてはブルーリターンA2024で対応予定

一般課税で事業情報設定：消費税対応しないの方

令和5年9月30日まで	令和5年10月1日以降
帳簿の入力は今まで通り。 消費税申告書作成時に決算額から税区分、税率区分、インボイス有無の振分けとして、課税仕入以外・10%インボイス有・10%インボイス無・軽8%インボイス有・軽8%インボイス無・非課税の金額を直接入力します。 ご不明の点がある方は事前にブルーリターンA決算準備会等に必ずご参加ください。 申告時のご相談は対応できかねます。	

一般課税で事業情報設定：消費税対応するの方

	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日以降
課税事業者の方	今までの通りの入力	今まで通りの入力 + インボイスの有無入力
免税事業者で 10月1日から インボイス発行事業者	下記の設定で今まで通り入力 初期設定⇒事業情報設定⇒ 消費税設定⇒対応しない	下記の設定で課税事業者の 令和5年10月1日以降と同じ入力 初期設定⇒事業情報設定⇒ 消費税設定⇒対応する⇒一般課税

簡易課税の方

	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日以降
課税事業者の方	今まで通りの入力 対応するの方…記帳時に売上の業種番号、税率等を振り分けて入力 対応しないの方…消申告書作成時に直接入力で振分け	
免税事業者で 10月1日から インボイス発行事業者	下記の設定で今まで通り入力 初期設定⇒事業情報設定⇒ 消費税設定⇒対応しない	下記の設定で記帳時に売上の 業種番号、税率を振り分けて入力 初期設定⇒事業情報設定⇒ 消費税設定⇒対応する⇒簡易課税

免税事業者でインボイス発行事業者にならない方

今まで通りの入力

会員親睦バス旅行中止のお知らせ

10月24日開催予定でしたバス旅行は申込者数が催行人数に至らず、中止となりました。お申込み頂きました皆さまには大変申し訳ありませんが、何卒ご理解頂けますようお願い致します。

税制委員長 稲村勇二

新規会員募集中。
紹介者には褒賞金制度有り。
ぜひご紹介下さい。